



食安新発0827第1号  
平成21年8月27日

各  
 都道府県  
 保健所設置市  
 特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
 基準審査課新開発食品保健対策室長



「特定保健用食品（規格基準型）の食品形態について」の一部改正について

特定保健用食品（規格基準型）の食品形態については、「特定保健用食品（規格基準型）の食品形態について」（平成17年7月1日食安新発第0701001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知）の別添により通知したところであるが、今般、「特定保健用食品（規格基準型）制度の創設に伴う規格基準の設定等について」の一部改正について」（平成21年8月27日食安発0827第2号）により新たに血糖値に関する難消化性デキストリンが特定保健用食品（規格基準型）とされたことを踏まえ、別添につき以下の改正を行うので、貴管下関係者に対する周知方よろしく願います。

記

特定保健用食品（規格基準型）の食品形態について（平成17年7月1日食安新発第0701001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知。以下「室長通知」という。）の一部を次のように改める。

別添中食物繊維の欄に「（お腹の調子）」を加える。

別添中オリゴ糖の欄に「（お腹の調子）」を加える。

別添に次のように加える。

区分	第一欄 分類番号	第二欄 食品形態の範囲
難消化性デキストリン (血糖値)	72 5122	乾めん(そば)
	72 529	パン
	72 629	乾燥かゆ
	72 629	米飯類(白飯)
	72 703	米菓
	72 803	とうふ
	73 241	はっ酵乳
	75 129	即席みそ汁
	75 181	乾燥スープ

76	12	清涼飲料水
76	190	ティーバッグ (茶)
76	190	粉末飲料
76	190	粉末清涼飲料 (茶、コーヒー)

なお、改正後の室長通知の (別添) は、別紙のとおりである。

## 「特定保健用食品（規格基準型）の食品形態」

平成21年8月27日現在

食品形態の範囲（日本標準商品分類より）

日本標準商品分類（総務庁統計局統計基準部編）をもとに設定

	第一欄	第二欄
区分	分類番号	食品形態の範囲
食物繊維 (お腹の調子)	72 701	ビスケット類
	72 703	米菓
	72 706	洋生菓子
	73 111	ハム類
	73 112	ソーセージ類
	74 186	特殊かまぼこ
	75 129	即席みそ汁
	75 397	米飯類
	76 111	鉱水
	76 1215	果実着色炭酸飲料
	76 1221	果実飲料
	76 1227	茶系飲料
	76 190	果実・野菜飲料
	76 190	ティーバッグ
	76 190	乳性飲料
	76 190	粉末清涼飲料（果実、野菜、ココア）
オリゴ糖 (お腹の調子)	69 9799	テーブルシュガー
	72 522	菓子パン
	72 701	ビスケット類
	72 711	キャンデー類
	72 712	チョコレート類
	72 803.4	充填豆腐
	73 241	はっ酵乳
	73 242	乳酸菌飲料
	75 129	即席みそ汁
	75 151	醸造酢
	76 111	鉱水
	76 1215	果実着色炭酸飲料
	76 1221	果実飲料
	76 1226	コーヒー飲料
	76 190	粉末清涼飲料（果実、ココア、コーヒー）

難消化性デキ ストリン (血糖値)	72 5122	乾めん(そば)
	72 529	パン
	72 629	乾燥かゆ
	72 629	米飯類(白飯)
	72 703	米菓
	72 803	とうふ
	73 241	はっ酵乳
	75 129	即席みそ汁
	75 181	乾燥スープ
	76 12	清涼飲料水
	76 190	ティーバッグ(茶)
	76 190	粉末飲料
	76 190	粉末清涼飲料(茶、コーヒー)

食品形態の範囲は、区分毎に示した第1欄のうちの第2欄の範囲とする。